

資料4

日薬業発第 137 号
令和 5 年 7 月 20 日

都道府県薬剤師会
担当役員 殿

日本薬剤師会
担当副会長 田尻 泰典

薬学 6 年制課程の定員抑制の例外区域に関する基準の告示案 (パブリックコメントの実施) について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、既にご案内のとおり、文部科学省は、薬学 6 年制課程の新設並びに収容定員増について、所定の基準等に適合していれば原則認可してきた従来の考え方を改めて抑制方針をとることとし、関係告示の一部改正が行われました（令和 5 年 4 月 6 日付け、日薬発第 10 号参照）。

一方、今般の抑制策においては、文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域では適用しない旨の例外措置が設けられております。これについて文部科学省は、7 月 14 日に開催された中央教育審議会大学分科会において、厚生労働省が示した薬剤師偏在指標を基に 12 県（青森、山形、群馬、富山、福井、岐阜、愛知、三重、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）を例外措置の該当区域とする旨を示す告示案を提出し、了承されました。現在、これを受けて別紙のとおり、8 月 13 日を期限として同案に対するパブリックコメントが実施されております。

今回の告示案については、薬剤師の質的向上のために定められた薬学部定員抑制策が実質的に行われないことが危惧されることから、本会の考える方向性とは異なり、容認し難いものです。そのため本会としては、本パブリックコメントへ意見提出すべく、現在検討を行っているところであり、その内容が確定次第、貴会へ速やかに情報提供させていただきたく予定です。

今般の告示案は、全国の薬学教育の質保証に深く関連する重要なものです。貴会におかれましても、パブリックコメントの提出について、積極的にご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 📎 【別紙】 臨床薬学に関する学科の定員抑制の例外区域に関する基準の告示案パブリックコメント（意見公募手続）実施要領等
- 📎 参考：中央教育審議会大学分科会（令和 5 年 7 月 14 日関係分）資料より抜粋（* 薬剤師偏在指標及び定員抑制関連）

臨床薬学に関する学科の定員抑制の例外区域に関する基準の告示案 パブリックコメント（意見公募手続）の実施について

令和5年7月15日
文部科学省高等教育局医学教育課

この度、文部科学省では、厚生労働省の「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」において、将来的な薬剤師偏在指標及び薬剤師確保計画ガイドラインが示されたことを踏まえ、臨床薬学に関する学科の定員抑制の例外区域に関する基準の告示案の制定を予定しております。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基づき、臨床薬学に関する学科の定員抑制の例外区域に関する基準の告示案(大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第一条第六項の文部科学大臣が定める基準に関する告示案)について、パブリックコメント(意見公募手続)を実施いたします。

御意見等がございましたら、以下の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

→【別添】参照

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 令和5年8月13日(日) 必着
- (3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局医学教育課 宛

電子メールアドレス：igaku@mext.go.jp

(判別のため、件名は【臨床薬学に関する学科の定員抑制の例外区域に関する基準の告示案への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい。)

【3. 意見提出様式】

「臨床薬学に関する学科の定員抑制の例外区域に関する基準の告示案への意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。(1枚1意見、1メール1意見としてください。)

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(高等教育局医学教育課)

臨床薬学に関する学科の定員抑制の例外区域 に関する基準の告示案について

(大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準
第一条第六項の文部科学大臣が定める基準に関する告示案の概要)

趣旨

- 厚生労働省の関係会議において、将来的な薬剤師の過剰や薬剤師の地域偏在等の課題が示されたことを踏まえ、令和7年度以降の薬学に関する学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの（「臨床薬学に関する学科」（6年制課程の薬学科））の設置及び収容定員増は抑制する一方で、「地域における薬剤師の数その他の事情を勘案して薬剤師の確保を特に図るべき区域として文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域」において、都道府県の医療計画等に基づき薬剤師の地域偏在を解消するための人材養成を行おうとするものは、抑制の例外とすることとされた。

※ 例外区域において認可申請を行おうとする大学については、薬剤師偏在を含む地域医療の課題等の教育や、学生に対する修学資金の貸与など都道府県と連携して薬剤師を確保するための支援を行うこととする。

- 厚生労働省の「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」において、将来的な薬剤師偏在指標及び薬剤師確保計画ガイドラインが示されたことを踏まえ、臨床薬学に関する学科の設置及び収容定員増の抑制の例外となる区域に関する基準を定める。

概要

- 認可基準告示第1条第6項の文部科学大臣が定める基準については、厚生労働省の「薬剤師確保計画ガイドライン」において示された薬剤師偏在指標が、1.0（目標偏在指標）を下回ることとする。

$$\text{令和18年（2036年）における都道府県別の薬剤師偏在指標} = \frac{\text{調整薬剤師労働時間}}{\text{病院及び薬局の推計業務量}} < 1.0$$

(※1) 分子の「調整薬剤師労働時間」とは、勤務形態別・性別・年齢階級別の薬剤師数をもとに算出・調整された薬剤師の労働時間。

(※2) 分母の「病院及び薬局の推計業務量」とは、病院及び薬局における医療需要を基に推計された業務量。

- 本基準に該当する都道府県は以下のとおり。
青森県、山形県、群馬県、富山県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

施行期日

- 改正認可基準告示の施行の日（令和5年10月1日）

○文部科学省告示第 号

大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）第一条第六項の規定に基づき、同項の文部科学大臣が定める基準を次のように定め、大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準を一部改正する告示（令和五年文部科学省告示第三十四号）の施行の日から施行する。

令和五年 月 日

文部科学大臣 永岡 桂子

令和十八年における都道府県内の病院及び薬局に勤務する薬剤師の総労働時間（労働時間の合計を薬剤師の勤務形態等を勘案して調整した時間をいう。）と見込まれる時間が、同年における当該都道府県内の病院及び薬局の適切な運営を維持するために必要と見込まれる薬剤師が行うべき業務の総量を基に算出した労働時間を下回ること。

*本参考資料は、中央教育審議会大学分科会(第174回:令和5年7月14日開催)資料から関連するものを日薬事務局にて抜粋したもの



「薬剤師偏在指標等について」(令和5年6月9日付厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡)

別添3 薬剤師偏在指標の現在と将来推計(将来の医療需要を反映)の比較

地域別薬剤師偏在指標(現在)

地域別薬剤師偏在指標(将来)

全都道府県ベースの偏在指標	全都道府県の調整薬剤師労働時間の合計値	全都道府県の推計業務量の合計値
0.99	31003155.8	31248080.1

全都道府県ベースの偏在指標	全都道府県の調整薬剤師労働時間の合計値	全都道府県の推計業務量の合計値
1.09	35653629.2	32709343.0

都道府県コード	都道府県名	地域別薬剤師偏在指標	調整薬剤師労働時間	薬剤師の推計業務量
都道府県別				
13	東京都	1.28	3946078.6	3076578.9
14	神奈川県	1.12	2323778.6	2069494.1
28	兵庫県	1.10	1499766.4	1365096.1
40	福岡県	1.10	1401237.2	1277074.9
34	広島県	1.07	773904.1	724584.6
27	大阪府	1.06	2269384.6	2134690.3
4	宮城県	1.04	587011.0	564113.9
36	徳島県	1.00	209819.3	210646.6
37	香川県	1.00	257772.4	258999.0
11	埼玉県	0.99	1663720.0	1680433.2
12	千葉県	0.99	1459427.5	1477100.0
25	滋賀県	0.97	313249.1	323483.3
41	佐賀県	0.97	214820.5	222547.2
1	北海道	0.96	1340364.6	1400787.5
35	山口県	0.95	366596.0	383961.6
26	京都府	0.95	600632.9	633866.9
9	栃木県	0.93	449562.4	482335.1
33	岡山県	0.93	456259.9	489676.1
17	石川県	0.93	270463.6	290615.0
23	愛知県	0.93	1600524.1	1724162.6
19	山梨県	0.92	197010.7	214553.8
22	静岡県	0.91	843036.6	925466.2
43	熊本県	0.90	431114.8	477455.3
47	沖縄県	0.90	288650.7	320124.7
29	奈良県	0.90	305767.8	339182.3
8	茨城県	0.90	642828.9	716836.6
31	鳥取県	0.89	136087.4	152168.3
39	高知県	0.89	188605.8	212220.1
20	長野県	0.88	483985.2	548511.3
42	長崎県	0.87	324303.2	371138.1
3	岩手県	0.87	293101.7	338509.4
38	愛媛県	0.86	319831.9	370706.3
15	新潟県	0.86	512485.0	595183.7
10	群馬県	0.86	428513.0	498202.8
7	福島県	0.86	420192.8	489082.9
32	島根県	0.86	159550.1	186199.5
30	和歌山県	0.85	219168.7	258058.2
21	岐阜県	0.85	426482.5	502165.0
5	秋田県	0.84	238627.9	285244.6
44	大分県	0.83	262894.5	318533.2
45	宮崎県	0.82	247793.2	302288.3
24	三重県	0.82	368011.7	450368.1
46	鹿児島県	0.82	372786.7	456358.6
6	山形県	0.81	243407.2	298676.8
16	富山県	0.80	225676.8	283069.5
2	青森県	0.78	270720.4	347202.4
18	福井県	0.74	148148.1	200327.0

都道府県コード	都道府県名	地域別薬剤師偏在指標	調整薬剤師労働時間	薬剤師の推計業務量
都道府県別				
13	東京都	1.28	4537990.4	3543026.2
36	徳島県	1.21	241292.2	199328.1
28	兵庫県	1.21	1724731.4	1425837.3
34	広島県	1.18	889989.7	752143.0
27	大阪府	1.17	2609792.3	2232864.9
35	山口県	1.17	421585.4	361478.4
37	香川県	1.16	296438.3	255673.4
14	神奈川県	1.16	2672345.4	2310740.0
40	福岡県	1.15	1611422.8	1396643.1
4	宮城県	1.12	675062.6	603151.6
39	高知県	1.12	216896.6	193892.5
41	佐賀県	1.10	247043.5	225380.7
5	秋田県	1.09	274422.1	250843.9
1	北海道	1.09	1541419.3	1414826.9
19	山梨県	1.07	226562.3	210811.0
30	和歌山県	1.06	252044.0	237383.8
29	奈良県	1.06	351632.9	332509.6
33	岡山県	1.05	524698.9	498668.2
42	長崎県	1.05	372948.7	354921.3
3	岩手県	1.05	337067.0	321160.1
12	千葉県	1.04	1678341.6	1606886.5
26	京都府	1.04	690727.8	663305.2
32	島根県	1.04	183482.6	176205.0
9	栃木県	1.04	516996.8	497822.0
31	鳥取県	1.04	156500.5	150727.1
38	愛媛県	1.04	367806.7	354385.4
17	石川県	1.04	311033.1	300082.4
43	熊本県	1.03	495782.0	479135.1
20	長野県	1.03	556582.9	539037.7
22	静岡県	1.03	969492.1	941707.0
11	埼玉県	1.03	1913278.0	1860073.0
15	新潟県	1.02	589357.7	580642.8
25	滋賀県	1.01	360236.5	355318.5
7	福島県	1.01	483221.7	476724.3
8	茨城県	1.00	739253.2	735687.2
6	山形県	0.99	279918.2	281563.0
21	岐阜県	0.99	490454.8	494701.6
46	鹿児島県	0.97	428704.7	439885.1
44	大分県	0.97	302328.7	310929.0
10	群馬県	0.97	492789.9	508398.4
45	宮崎県	0.97	284962.1	294736.0
2	青森県	0.97	311328.4	322172.1
23	愛知県	0.96	1840602.8	1912461.0
24	三重県	0.94	423213.4	449259.5
16	富山県	0.94	259528.3	276924.3
47	沖縄県	0.87	331948.3	379887.4
18	福井県	0.85	170370.3	199402.2

注) 将来: 目標年次2036年度

1. 検討の経緯

- 令和3年6月に厚生労働省の検討会において、仮に現状の入学定員を維持した場合、将来的な薬剤師の供給過剰、ひいては待遇面を含む就職先の確保が困難となり、優秀な学生確保が困難となる可能性等に対する懸念が示され、「入学定員数の抑制も含め教育の質の向上に資する、適正な定員規模のあり方や仕組みなどを早急に検討し、対応策を実行すべき」との報告がとりまとめられた。
- 薬剤師制度の所管省庁からの要請を受け、令和3年10月より、文部科学省において、「薬学部教育の質保証専門小委員会」を設置し入学定員を含む薬学部教育の質保証のための方策について検討を開始、令和4年8月に、地域偏在への対応は例外としつつ、入学定員の抑制方針を含む方向性がとりまとめられた。

2. 制度化の概要

- (1) 薬剤師を養成する役割である6年制課程の学部・学科の設置（大学の新設を含む）及び収容定員増については、抑制方針をとる。
- (2) ただし、地域における需要を踏まえ、薬剤師の確保を特に図るべき区域として文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域において、都道府県が定める計画に基づき行おうとする場合は、上記の例外とする。

※ 例外区域において認可申請を行おうとする大学については、薬剤師偏在を含む地域医療の課題等の教育や、学生に対する修学資金の貸与など都道府県と連携して薬剤師を確保するための支援を行うこととする。

3. 施行期日及び経過措置

- (1) 令和7年度に開設される大学等の新設及び既設大学の収容定員の増加から適用する。
このため、当該認可申請がなされる令和5年10月から施行する。
- (2) 令和7年度開設分については、施行の日（令和5年10月1日）において、認可申請に関する意思決定及び内容の公表、契約の締結が行われている場合は、抑制を適用しない。
- (3) 告示の施行後5年を目途として、改正後の規定の施行状況、地域及び社会の需要に照らした臨床薬学に関する学科の収容定員の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

4. 公布日

令和5年3月29日に関係告示を公布。

